平成１２年那審第１５号
漁船秀丸運航阻害事件

言渡年月日　平成１２年１０月３１日
審　判　庁　門司地方海難審判庁那覇支部（花原敏朗、金城隆支、清重隆彦）
理　事　官　上原　直

損　　害
秀丸・・・燃料油系統内に多量の水分混入、 航行不能

原　　因
操船・操機取扱不適切（主機始動）

主　　文
　本件運航阻害は、主機が始動できない原因の調査が不十分であったことによって発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

理　　由
　（事　実）
船舶の要目
船 種 船 名　漁船秀丸
総 ト ン 数　０．６トン
機 関 の 種 類　ディーゼル機関
漁船法馬力数　１７

受　審　人　Ａ
職　　名　秀丸船長
海 技 免 状　一級小型船舶操縦士

事件発生の年月日時刻及び場所
平成１１年８月２２日１８時００分
鹿児島県奄美大島ウツ埼北西方沖合

事実の経過
　秀丸は、一本釣り漁業に従事するＦＲＰ製漁船で、主機としてＢ株式会社製のディーゼ

ル機関を装備していた。

主機の燃料は、平成１１年２月にＡ重油から軽油に油種が変更され、機関室右舷側に設置された容量約４０リットルのＦＲＰ製燃料油タンクから燃料油供給ポンプで吸引加圧され、燃料油こし器を通って主機に至り、燃料噴射ポンプでさらに加圧されて燃料噴射弁から燃焼室内に噴射されるようになっていた。

ところで、燃料油こし器は、綿繊維製のエレメントが納められた下部ケースが本体下方にリングナットで取り付けられ、本体と同ケースの油密をＯリングで保ち、本体上部に空気抜き用プラグを備えた構造で、主機始動時に燃料運転に切り替わらないで始動不能となったときには、同ケースを開放して点検するよう主機取扱説明書に記載されていた。

Ａ受審人は、燃料油系統の管理に当たり、予備の燃料油を容量が２０リットルのポリエチレン缶２個に保管し、同缶から専用のプラスチック製の手動式ポンプで燃料油タンクへ補給するようにし、前示油種の変更後、燃料油こし器のエレメントを一度だけ交換したことがあったが、燃料油タンク内部の掃除は行ったことはなく、また、同タンク底部のドレンコックを開いてドレンの滞留の有無を確認したことがなかったので、空気中の水分が結露して同タンク底部に徐々に滞留し、燃料油供給ポンプが燃料油とともに水分を吸引するまでになっていたことを知らなかった。

こうして、秀丸は、Ａ受審人が１人で乗り組み、操業の目的で、船首０．２メートル船尾０．５メートルの喫水をもって、平成１１年８月２２日１４時００分鹿児島県名瀬港を発し、漁場に向け航行中、燃料油タンクに滞留していた水分が燃料油供給ポンプに吸引され、燃料油系統に水分が混入するようになっていた。

秀丸は、１７時４５分鹿児島県奄美大島ウツ埼北西方沖合の漁場に至り、操業に備えて燃料油を補給することとし、シーアンカーを投入して主機を一旦停止したが、主機の燃料油系統には、燃料油こし器の下部ケースのほとんどを占めるまでに水分が混入していた。

Ａ受審人は、約１０リットルを燃料油タンクに補給し、同タンクをほぼ満杯にしたところで、操業を開始するため、主機を再始動することとしたが、燃料油系統内に混入していた多量の水分が燃料噴射ポンプに吸引されて燃料運転に切り替わらず、始動操作を繰り返し行えば何とか始動できるものと思い、引き続き始動操作を繰り返したものの始動することができず、燃料油こし器を開放して同系統への水分の混入の有無を点検するなどの始動できない原因の調査を十分に行うことなく、燃料油系統に多量の水分が混入していたことが分からないまま、１８時００分大山埼灯台から真方位３１２度１３．８海里の地点において、主機の運転を断念した。

当時、天候は曇で風力１の南風が吹き、海上は穏やかであった。

この結果、秀丸は、航行不能となってシーアンカーを打ったまま漂流中、帰港予定時刻になっても帰ってこないＡ受審人の安否を心配した家族が海上保安庁に救助を要請し、来援の巡視船によって発航地に引き付けられた。

（原　因）

本件運航阻害は、主機の始動ができなくなった際、原因調査が不十分で、主機の燃料油系統に多量の水分が混入したまま、主機が始動不能となったことによって発生したものである。

（受審人の所為）

Ａ受審人は、主機の始動ができなくなった場合、主機の燃料油系統に多量の水分が混入すると主機が燃料運転に切り替わらないで始動不能となることがあるから、燃料油こし器を開放して同系統への水分の混入の有無を点検するなどの始動できない原因を十分に調査すべき注意義務があった。しかるに、同人は、始動操作を繰り返し行えば何とか始動できるものと思い、原因を十分に調査しなかった職務上の過失により、主機の燃料油系統に多量の水分が混入していたことが分からず、主機を始動することができない事態を招き、運航不能となるに至らしめた。

以上のＡ受審人の所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。